

重要事項説明書

記入年月日	
記入者名	
所属・職名	

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) ゆうげんがいしゃ ういるえすてーと 有限会社 ウィルエステート		
主たる事務所の所在地	〒 672-8045 兵庫県姫路市飾磨区中野田一丁目21番地		
連絡先	電話番号／FAX番号	079-233-7722 / 079-231-5266	
	メールアドレス	info@will-com.co.jp	
	ホームページアドレス	www.@will-com.co.jp/	
代表者（職名／氏名）	取締役 / 迫井 圭二		
設立年月日	平成	13年8月1日	
主な実施事業	※別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) さざんかのいえ さざんかの家		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	住宅型		
所在地	〒 572-0088 大阪府寝屋川市木屋元町11-28		
主な利用交通手段	京阪バス「木屋元町停留所」より徒歩約2分		
連絡先	電話番号	072-833-5288	
	FAX番号	072-833-5289	
	ホームページアドレス		
管理者（職名／氏名）	施設長 / 月城 容司		
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	令和元年8月1日	/	令和元年9月2日

3 建物概要

土地	権利形態		抵当権	あり	契約の自動更新				
	賃貸借契約の期間	オーナーが所有する土地を事業者が運営							
	面積	462.0 m ²							
建物	権利形態		抵当権	あり	契約の自動更新				
	賃貸借契約の期間	オーナーが所有する建物を事業者が運営							
	延床面積	552.6 m ² (うち有料老人ホーム部分			552.6 m ²)				
	竣工日	平成	30年3月27日			用途区分	寄宿舍		
	耐火構造	準耐火建築物		その他の場合：					
	構造	木造		その他の場合：					
	階数	2 階		(地上	2 階、地階		階)		
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
居室の状況	総戸数	26 戸		届出又は登録をした室数				26 室	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）
	一般居室個室	○	○	×	×	×	9.46～10.28	21	Aタイプ、1人部屋
	一般居室個室	○	○	×	×	×	12.47	1	Bタイプ、1人部屋
	一般居室個室	○	○	×	×	×	12.05	2	Cタイプ、1人部屋
	一般居室個室	○	○	×	×	×	11.46	2	Dタイプ、1人部屋
共用施設	共用トイレ	1 ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ				ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ				1 ヶ所	
	共用浴室	個室	2 ヶ所			ヶ所			
	共用浴室における介護浴槽	チェアー浴	1 ヶ所			ヶ所		その他：	
	食堂	1 ヶ所		面積	m ²				
	入居者や家族が利用できる調理設備	なし							
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）				1 ヶ所			
	廊下	中廊下	1.685 m		片廊下	m			
	汚物処理室	ヶ所							
	緊急通報装置	居室	なし	トイレ	なし	浴室	なし	脱衣室	なし
		通報先				通報先から居室までの到着予定時間			
その他									
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備		あり		
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2 回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		基本方針及び高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営し、地域の高齢者が安心安全に暮らせる住宅にします。
サービスの提供内容に関する特色		－
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	ウィルフーズ株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		・状況把握サービスの内容：毎日1回以上（10、15、21、24、3、6時）、居宅訪問による安否確認・状況把握（声掛け）を行う。 ・生活相談サービスの内容：日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	なし	
	提供方法	
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、管理者の福本 正則です。 ②従業者に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④職員会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1ヶ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1ヶ月毎行う。） ②経過観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④1ヶ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) だいいちかいごへるばーすてーしょん 大一介護ヘルパーステーション
主たる事務所の所在地	〒572-0088 大阪府寝屋川市木屋元町11-28
事務者名	(ふりがな) だいいちかいごかぶしがいいしや だいいちかいごとりしまりやく さこい かずま 大一介護株式会社 代表取締役 迫井 一真
併設内容	訪問介護

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	みらいクリニック	
	住所	大阪府門真市速見町12-9-101	
	診療科目	内科	
	協力内容	急変時の対応	
		その他の場合：	
	名称		
	住所		
	診療科目		
協力歯科医療機関	協力内容		
		その他の場合：	
	名称		
	住所		
	協力内容		
		その他の場合：	

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他の場合：		
判断基準の内容				
手続の内容				
追加的費用の有無			追加費用	
居室利用権の取扱い				
前払金償却の調整の有無			調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容	
	便所の変更		変更の内容	
	浴室の変更		変更の内容	
	洗面所の変更		変更の内容	
	台所の変更		変更の内容	
	その他の変更		変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立、要支援、要介護		
留意事項	原則、要介護認定を受けている60歳以上の方とする。また、配偶者及び親族の同居の場合のみ入居受入れ対象とする。		
契約の解除の内容	①契約期間が満了した場合 ②入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	介護事業者等から、本物件での生活が困難と認められる報告があった場合	
	解約予告期間	1ヶ月	
入居者からの解約予告期間	1 ヶ月		
体験入居	あり	内容	空室がある場合 1 泊食事付6,000円（税込）
入居定員	26 人		
その他	各サービス契約及び利用に関しては、入居者がサービス提供事業所を選択し、利用する		

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		1（生活相談員を兼務）
生活相談員	3		3	1
直接処遇職員	5	3	2	3.5
介護職員	5	3	2	3.5
看護職員				
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員				
事務員				
その他職員				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	2	2		
介護福祉士実務者研修修了者	1	1		
介護職員初任者研修修了者	3	1	2	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（時～時）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	人	人
生活相談員	1 人	1 人
	1 人	1 人

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務					あり				
		業務に係る資格等		あり	資格等の名称		介護職員初任者研修課程修了				
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				3	3		5				
前年度1年間の退職者数					1		2				
業務に従事した職員の人数 に応じた経験年数に	1年未満			2	1		2				
	1年以上 3年未満			1	1		1				
	3年以上 5年未満										
	5年以上 10年未満										
	10年以上										
備考											
従業者の健康診断の実施状況				あり							

6 利用料金

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態		建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容	—
		※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり	
		内容：	日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	土地建物の租税負担の増減、土地建物の価格や物価の変動、近傍同種の建物と比較して賃料が不相当となった場合	
	手続き	入居者と協議のうえ決定	

（代表的な利用料金のプラン）

		Aタイプ	Dタイプ
入居者の状況	要介護度	—	—
	年齢	—	—
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室
	床面積	10.28㎡	11.46㎡
	トイレ	あり	あり
	洗面	あり	あり
	浴室	なし	なし
	台所	なし	なし
	収納	なし	なし
入居時点で必要な費用		0円	0円
月額費用の合計		101,800円	107,800円
※サービス外費用（介護保険） 家賃 食費 共益費 状況把握及び生活相談サービス費 電気代 管理費		38,000円	44,000円
		40,000円	40,000円
		11,800円	11,800円
		0円	0円
		実費	実費
		12,000円	12,000円
備考		介護保険費用1割又は2割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。）	

（利用料金の算定根拠等）

家賃	土地の取得費、建物の建築費、設備費、借入利息等を基礎として、1室あたりの家賃を算出。	
敷金	家賃の	0ヶ月分
	解約時の対応	入居者の債務の一切を控除して返金する。
前払金		
食費	1日3食、1ヶ月全食利用した場合の食費。ただし、キャンセル時は、食数により返金する。	
	共用部の電気・ガス・水道料金等。	
状況把握及び生活相談サービス費	状況把握、生活相談サービスは無償で提供する。	
	居室専用部で使用する電気料金（実費）。	
	共用部の清掃、保守管理費等。	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料 （利用者負担分）	理美容サービス利用等。	

（前払金の受領） ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 （初期償却額）		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	1 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	1 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	6 人
	8 5 歳以上	7 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	0 人
	要支援 2	0 人
	要介護 1	7 人
	要介護 2	4 人
	要介護 3	1 人
	要介護 4	0 人
	要介護 5	3 人
入居期間別	6 か月未満	11 人
	6 か月以上 1 年未満	4 人
	1 年以上 5 年未満	0 人
	5 年以上 1 0 年未満	0 人
	1 0 年以上	0 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0 人 / 0 人
入居者数		15 人

(入居者の属性)

性別	男性	6 人		女性	9 人	
男女比率	男性	40 %		女性	60 %	
入居率	58 %		平均年齢	82 歳		平均介護度

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	人
	医療機関	人
	死亡者	人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）		ウィルグループ フリーダイアル
電話番号 / F A X		0120-416-529 / 079-231-5266
対応している時間	平日	9：00～18：00
	土曜	9：00～18：00（第1・3・5土曜日）
	日曜・祝日	—
定休日		
窓口の名称（有料老人ホーム所管庁）		寝屋川市福祉部高齢介護室
電話番号 / F A X		072-838-0518 / 072-838-0102
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 （サービス付き高齢者向け住宅所管庁）		
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称（虐待の場合）		寝屋川市福祉部高齢介護室
電話番号 / F A X		072-838-0518 / 072-838-0102
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝祭日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	三井住友海上火災保険株式会社
	加入内容	福祉事業者総合賠償責任保険
	その他	—
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応します。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	なし	ありの場合	
		実施日	
		結果の開示	
			開示の方法
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合	
		実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
			開示の方法

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	なし	ありの場合	
		開催頻度	年 回
		構成員	
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。		
緊急時等における対応方法	・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく）。 例） ・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容	居室面積9.46㎡～12.47㎡、廊下幅1.15m～1.69m、浴室数、談話室、洗濯室、汚物処理室		
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項			
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

11 特記事項

- (1) 借主は、食事の提供サービス、介護サービスを必要とする場合は、それぞれ貸主、サービス受託事業者と契約するものとする。なお、契約内容は、それぞれ貸主、サービス受託事業者が定める契約内容とする。
- (2) 借主は、リース保証契約は、50,000円（初回のみ。）とする。なお、リース保証契約金は、仲介手数料とは異なる。
- (3) 借主は、貸主が定める火災保険会社と火災保険に関して契約するものとする。火災保険料は、10,000円（居室のみの火災保険。事務手数料含む。）とし、契約期間は2年とする。
- (4) 上記(2)及び(3)については、中途解約の返金対象外とする。なお、1ヶ月以内の解約であっても返金はないものとする。
- (5) 天変地異や緊急事態など不測の事態が生じた場合、貸主が行政機関の指示・要請に従い、借主または他の入居者様の生命・身体保全のために、運営方針・規則を示した場合、借主はこれに従うこととする。また、借主が従わなかったことによって、貸主および他の入居者様に損害が発生した場合、借主は貸主および他の入居者様に発生した損害を賠償する義務を負うこととする。
- (6) 借主または連帯保証人や身元引受人は、借主の判断能力が低下し、意思決定が不可能になった時点で、成年後見人を立てることとする。

12 特記事項(契約解除)

- (1) 貸主は借主において次のいずれかの事由が生じた場合、相当の期間を定めてその履行等を催告した上で、貸主と借主間の入居契約（以下「本契約」という。）を解除することができる。
 - ①賃料・共益費等を2ヶ月間支払わなかった場合
 - ②借主が本契約に違反した場合
 - ③入居の申込みをする際の内容について虚偽の申し出をしたと認められた場合
- (2) 貸主は借主において「2. 有料老人ホーム事業の概要」記載の物件（以下「本物件」という。）を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合何らの催告を要せず即時本契約を解除することができる。
 - ①借主又はその同居人の行為が本物件の共同生活の秩序を著しく乱すもの、又は近隣や、他の入居者に著しく迷惑をかけるものと認められた場合
 - ②借主が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ③借主の体調の状態により、本物件で身体状態や精神状態が入居時より低下し、生活ができないと判断した場合（感染症の発症を知り得た時等も含む。ただし、その場合、借主は貸主にただちに報告しなければならない。）
 - ④借主又はその同居人に、警察の介入を生じさせる行為があった場合
 - ⑤借主が貸主への何らの通知なしに1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となった場合
 - ⑥借主又はその同居人に反社会的勢力に該当する団体の構成員又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復継続して出入りや近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があった場合
 - ⑦借主又はその同居人が、本物件を反社会的勢力に該当する団体の事務所等として使用した場合あるいは第三者に同様の目的で使用するのを承諾した場合
 - ⑧借主が本物件内で火気に係る行為等（喫煙、ガスを使用する調理器具・石油ストーブ等の使用）を行った場合
 - ⑨借主の身体状況・精神状況の変化があり本物件での生活が困難と判断された場合
 - ⑩借主や借主のご家族の協力が得られず、信頼関係を継続的に保つことができない場合
 - ⑪本契約の第6条、第7条、第10条に違反した場合
 - ⑫その他、「入居のご案内」に記載している「11. 賃貸借契約及びその他契約の解除」に該当した場合や賃貸借運営を妨げる行為があった場合。
- (3) 本契約は天災・地変・火災などにより本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は将来都市計画等により本物件が収用又は使用を制限され賃貸借契約を継続することができなくなった場合には当然に消滅する。

※ 感染症を他の入居者様や職員に感染させた場合、故意の有無に関係なく全責任を負わなければならない。

13 特記事項(修繕、原状回復)

- (1) 本物件の明渡し時において、借主は、経年変化および通常の使用に伴う損耗の有無にかかわらず、借主の費用により、本物件の汚損・損傷箇所を修復し、専門業者がハウスクリーニングを行った上で、本物件を引渡し当初の原状に復して貸主に明け渡さなければならない。
- (2) 損耗には経年変化および借主の通常の使用に伴う損耗が含まれること並びに本契約による賃料には通常損耗に係る修復費用が含まれておらず、通常損耗に係る修復費用は借主が負担するものとする。
- ※ 退去時に本物件スタッフとご家族様（保証人様）立会いの下、住戸内の壁紙・床・洗面所・トイレなどに関して、損耗等の有無を確認するものとする。
- 修繕が必要な場合は、借主またはご家族様（保証人様）の実費負担となる。
- (3) 退去時の立会いができない場合は、退去後、本物件スタッフにおいて住戸内の損耗等の有無を確認する。ただし、退去時に立会うことができず、後日の立会いを希望される場合は、退去日までに借主またはご家族様（保証人様）から退去後の立会いを希望する旨の申出があった場合に限り、退去日から2週間以内の希望日に立会日を設定するものとする。

添付書類：別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）
別添2（入居者の個別選択によるサービス一覧表）

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス等及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

(入居者)
住所

氏名 _____ 印

(入居者代理人)
住所

氏名 _____ 印

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日 令和 年 月 日

説明者 _____ 印

(別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	大一介護ヘルパーステーション	大阪府寝屋川市木屋元町11-28
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護			
福祉用具貸与			
特定福祉用具販売			
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援			
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売			
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護予防支援			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			
介護医療院			

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※（税抜）	
介護サービス	食事介助	あり	1,528円/回	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	1,019円/回	
	おむつ代	なし		
	入浴（一般浴） 介助・清拭	あり	3,056円/回	
	特浴介助	なし		
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	1,019円/回	
	機能訓練	なし		
	通院介助	あり	2,037円/1h	
生活サービス	居室清掃	あり	1,528円/回	
	リネン交換	なし		
	日常の洗濯	あり	1,528円/回	
	居室配膳・下膳	なし		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	なし		
	理美容師による理美容サービス	なし		
	買い物代行	あり	2,037円/回	
	役所手続代行	なし		
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	なし		
	健康相談	あり	1,528円/1h	
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	なし		
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし		
入退院のサービス	移送サービス	なし		
	入退院時の同行	なし		
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし		

※「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

